

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、これまで、文化的な催しの場等に活用されている施設として、熊本市市民会館、熊本市国際交流会館、熊本市子ども文化会館、県民交流会館パレオなどが立地しており、他都市で開催されているような大規模な地域交流のための施設については十分とはいえない状況であったが、令和元年に展示ホール、会議室、メインホール等を有する、大規模な都市福利施設である熊本城ホールが開業した。

医療・福祉施設に関しては、国立病院機構熊本医療センターが立地している。以前はそれ以外に2つの総合病院が中心市街地近隣に位置し、市電で通院可能な位置にあったが、平成7年と平成9年に相次いで郊外部に移転し、高齢者等交通弱者にとっては不便な状況となっていた。その後、平成21年に国立病院機構熊本医療センターが現在地で建て替えられ、機能が拡充されたことにより、郊外部に移転した病院の役割を担っている。

教育施設・文化施設に関しては、熊本市立熊本博物館、熊本市現代美術館、熊本県伝統工芸館、熊本県立美術館などがあるが、昭和53年に現在の建物が新築された熊本博物館は老朽化の進行に加え、収蔵物の保存・整理の方法や、展示物が時代にそぐわないといった問題があったことから、改修を進めてきた。熊本市現代美術館では、外部評価導入民間活力の導入により、展示物の改革など魅力づくりに努めてきた。

しかしながら、どの施設においても、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大による人流の制限により、利活用の低下が見られている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

九州中央の交流拠点として本市が発展していくためには、文化的な催しの場等に活用する施設は不可欠であり、交通利便性が高く、観光文化施設である熊本城と中心商店街を“つなぐ”重要な位置となる桜町・花畑周辺地区に完成した熊本城ホールを最大限に活用する必要がある。

この熊本城ホールにおいて、市民の交流促進を行うことはもとより、県内外からの集客を強化し、熊本市市民会館、熊本市国際交流会館等の周辺都市福利施設との連携を推進することで、中心市街地の交流人口の増加を図る必要がある。

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】 こども文化会館子育て支援事業

【事業実施時期】	平成7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	児童に遊びや学びの機会と場を提供するとともに、こどもたちの自主性や創造性など豊かな感性や思いやりの心を養うため、夏休み納涼祭や野外活動、絵本の読み聞かせなどのふれあい・交流事業や、体力向上を目的とした運動事業、ものづくりを楽しむ工作事業などの活動を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	中心市街地における市内最大の子育て支援拠点施設として、こどもの遊びや学習する場を整備し、地域や年齢の違いを超えて互いにふれあい交流できる活動を行うことで、ファミリー層の中心市街地への居住が促進され、交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 熊本市民会館文化芸術活動支援事業

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市民会館にて舞台やコンサート等のイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	舞台やコンサート等のイベントを開催することで、中心市街地での文化芸術活動の支援や文化芸術鑑賞機会の創出につながり、地域や経済の活性化促進が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【事業名】 熊本市現代美術館文化芸術活動支援事業

【事業実施時期】	平成18年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市現代美術館にて展覧会を開催する。また、行政や中心商店街と協力し、美術を生かしたまちづくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地で展覧会等を行うことにより、来街者の増加に繋がる。また、中心商店街等と連携し市民が芸術文化に触れる機会を作りまちづくりにつなげることで、中心市街地における交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当事業なし

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 街なか子育てひろば事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	現代美術館内に子育て支援スペースを設置し、地域子育て支援拠点施設の運営を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	<ol style="list-style-type: none"> 1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進 		
【目標指標】	<ol style="list-style-type: none"> 1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口 		
【活性化に資する理由】	公共交通機関の結節地点である中心市街地に、日曜日や祝日も気軽に立ち寄れる「地域子育て支援拠点」を置くことで、既存の子育て支援センターを利用しづらい子育て家庭を支援することにより、子育てしやすい環境を提供し、ファミリー層のまちなか居住を促進するため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 くまもと森都心プラザ人材・情報交流促進事業

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本駅前の「知」の拠点として、ビジネス支援施設のほか、図書館やホール・会議室、子育て支援施設等で構成される複合施設の運営を通じ、熊本駅周辺の発展、及び市域全体の活性化に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」		
【活性化に資する理由】	ビジネス支援施設を通じた中小企業・起業家等への支援や図書館での様々な情報の蓄積・提供、ホールや会議室での多様な催しなど、多様な機能を有する施設が有機的に連携することで相乗効果を生み出し、情報交流や賑わい作りの拠点となることで、地域の魅力や活力の創出に資するため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】	区域内		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【事業名】 熊本市国際交流会館国際交流推進事業

【事業実施時期】	平成6年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	市民及び在住外国人の交流を促進し、もって熊本市の国際化の進展に寄与するために設置した熊本市国際交流会館において、異文化を体験するイベントや文化芸術に触れる企画等、様々な多文化交流を実施し、中心市街地の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	当事業により、在住の外国人の方々への必要な情報発信を行うとともに、外国人が安心して生活できるような避難訓練をはじめとする各種施策の展開、友好都市や各国を紹介する国際化に資するイベント等では、会館前のオープンスペース等も活用し、事業を行うことで、中心市街地での多文化交流が図られるため。		
【支援措置名】	①外国人受入環境整備交付金 ②文化芸術振興費補助金 ③教育支援体制整備事業費補助金		
【支援措置実施時期】	①令和5年度～令和9年度 ②令和5年度 ③令和6年度～令和9年度	【支援主体】	①出入国在留管理庁 ②③文部科学省
【その他特記事項】	区域内		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 地域エネルギー事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	市有施設におけるエネルギーの最適化と災害に強い自立分散型エネルギーシステムの構築を目的として、本市の廃棄物処理施設で発電した電力の市有施設における活用や大型蓄電池の整備など、全庁的なエネルギーマネジメント等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	桜の馬場観光交流施設における大型蓄電池の整備や運用が、市有施設における脱炭素化と災害に強いまちづくりの推進など、魅力あるまちづくりにつながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業実施箇所図

凡例	行政	民間 (行政+民間含む)
ハード	青	緑
ソフト	赤	黒

